

資料9 - 1 自治体別・種類別苦情受件数

(平成12年度)

自治体	種類	合計	典型7公害							典型7公害 以外の苦情	
			小計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下		悪臭
愛媛県		90	60	34	18		6			2	30
松山市		248	241	96	18		44	2		81	7
今治市		69	63	32	5	1	9	1		15	6
宇和島市		13	12		4		5			3	1
八幡浜市		1	1		1						
新居浜市		99	95	55	7		10			23	4
西条市		23	22	10	3		5	2		2	1
大洲市		2	2	1	1						
川之江市		44	43	25	4		10			4	1
伊予三島市		35	32	16	5		3			8	3
伊予市		4	2				1			1	2
北条市		25	19	13	1		1			4	6
東予市		9	8	5	2		1				1
市計		572	540	253	51	1	89	5	0	141	32
新土居村		66	35	24	5		4			2	31
別子山村											
小松町		1									1
丹原町		2									2
朝倉村											
玉川町											
波大町											
大菊町											
吉宮町											
伯方町											
魚弓村											
弓削村											
生名村											
岩名城											
上浦町											
大前町											
三島町											
重信町		10	8	4	3		1				2
川内町											
中島町											
久万町											
面河村											
美柳村											
小田町											
松前町		11	9	4	2					3	2
砥部町		32	15	5	3		2	1		4	17
広田村											
中山町											
双海町											
長浜町		1	1		1						
内子町											
五十崎町		2	2		1	1					
五肱川町		3									3
河辺村											
保内町											
伊方町											
瀬戸町											
三瓶町		2	2		1					1	
明浜町											
宇和村		17	7	4	2					1	10
野村町											
城川町											
吉田町											
三間町											
広見町											
松野町											
日吉村											
津島町											
内海村											
御荘町											
城辺町											
一本松町											
西海町											
町村計		147	79	41	18	1	7	1	0	11	68
合計		809	679	328	87	2	102	6	0	154	130

資料9 - 2 発生源別苦情受理件数

発生源	年度	10	11	12
合 計		1,066	816	809
農 業		87	71	77
耕 種 農 業		37	40	38
畜産・養蚕農業		28	21	20
農業・園芸サービス業		22	10	19
林 業			2	
漁 業		3	10	5
鉱 業		6	6	3
金 属 鉱 業		4	5	3
石炭、原油等の鉱業				
非 金 属 鉱 業		2	1	
建 設 業		208	143	176
総 合 工 事 業		121	77	81
そ の 他 の 工 事 業		87	66	95
製 造 業		213	174	159
食料品、飲料等製造業		29	21	29
織 維 工 業		29	21	18
木材・木製品製造業		41	39	28
パルプ・紙・紙加工品		31	31	35
出版・印刷・同関連産業		3	7	6
化 学 工 業		2	4	2
石油・石炭製造業				
プラスチック製品製造業		7	6	2
ゴ ム 製 品 製 造 業				
窯業・土石製品製造業		10	7	4
鉄鋼・非鉄金属・金属製品		27	21	14
機 械 器 具 製 造 業		11	5	8
そ の 他 の 製 造 業		23	12	13
電気・ガス・熱供給・水道業		12	6	8
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 業		4	4	1
水 道 業		8	2	7
運 輸 ・ 通 信 業		27	7	18
鉄 道 業		4		2
道 路 旅 客 運 送 業		9	2	2
道 路 貨 物 運 送 業		11	2	10
航 空 運 輸 業		1		
その他の運輸・通信業		2	3	4

発生源	年度	10	11	12
卸売・小売業、飲食店		86	61	41
再 生 資 源 卸 売 業		13	6	2
卸 売 ・ 小 売 業		54	38	22
飲 食 店		19	15	17
カ ラ オ ケ		1	2	1
サ ー ビ ス 業		143	94	84
洗 濯 ・ 理 容 ・ 浴 場 業		13	10	10
駐 車 場 業		1	1	1
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業		9	2	5
旅 館 、 そ の 他 の 宿 泊 所		1	3	4
娛 楽 業		5	4	1
カ ラ オ ケ				
ゴ ル フ 場		2		
自 動 車 整 備 業		33	22	28
機 械 ・ 家 具 等 修 理 業		6	2	4
専 門 サ ー ビ ス 業		6	3	10
廃 棄 物 処 理 業		37	26	13
医 療 業 、 保 健 衛 生		16	11	2
社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉		3	2	1
教 育 、 学 術 研 究 機 関		3	1	
そ の 他 の サ ー ビ ス 業		20	7	5
公 務		3	1	8
家 庭 生 活		90	79	76
う ち ペ ッ ト		4	7	22
事 務 所		2	3	4
道 路		27	18	16
空 地		33	48	21
公 園		3		5
神 社 、 寺 院 等		5	5	6
そ の 他		46	42	28
不 明		62	46	51

資料9 - 3 公害防止管理者等の設置を必要とする工場等

区分	特定工場	特定工場が設置すべき公害防止管理者等			
		公害防止管理者		公害防止統括者	公害防止主任管理者
大気	有害物質を発生する施設を設置する工場	(第1種公害防止管理者) 排出ガス量4万Nm <sup>3</sup> /h以上の工場	(第2種公害防止管理者) 排出ガス量4万Nm <sup>3</sup> /h未満の工場	常時使用する従業員数が20人を超える工場は、公害防止統括者を設置する。	排出ガス量4万Nm <sup>3</sup> /h以上かつ、排出水量1万m <sup>3</sup> /日以上以上の工場は、公害防止主任管理者を設置する。
	排出ガス量1万Nm <sup>3</sup> /h以上の工場	(第3種公害防止管理者) 排出ガス量4万Nm <sup>3</sup> /h以上の工場	(第4種公害防止管理者) 排出ガス量4万Nm <sup>3</sup> /h未満の工場		
水質	有害物質を発生する施設を設置する工場	(第1種公害防止管理者) 排出水量1万m <sup>3</sup> /日以上以上の工場	(第2種公害防止管理者) 排出水量1万m <sup>3</sup> /日未満の工場		
	排出量1千m <sup>3</sup> /日以上以上の工場	(第3種公害防止管理者) 排出水量1万m <sup>3</sup> /日以上以上の工場	(第4種公害防止管理者) 排出水量1万m <sup>3</sup> /日未満の工場		
粉じん	粉じん発生施設を設置する工場	(粉じん関係公害防止管理者)			
騒音	機械プレス(呼び加圧能力が百重量トン以上のものに限る。) 鍛造機(落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。)	(騒音関係公害防止管理者)			
振動	液圧プレス(矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が三百重量トン以上のものに限る。) 機械プレス(呼び加圧能力が百重量トン以上のものに限る。) 鍛造機(落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。)	(振動関係公害防止管理者)			